

小樽市規則第 1 号

令和 6 年 2 月 1 4 日

小樽市保証工事に対する前金払に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市保証工事に対する前金払に関する規則の一部を改正する規則
小樽市保証工事に対する前金払に関する規則（平成 1 2 年小樽市規則第 2 3
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「前項第 2 号」を「同
項第 2 号」に改める。

第 3 条の見出し中「限度額等」を「端数処理」に改め、同条第 1 項を削り、
同条第 2 項を同条とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小樽市保証工事に対する前金払に関する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
最近改正 平成23年 7 月13日規則第24号	制 定 平成12年 3 月31日規則第23号
<p style="text-align: center;">(前金払対象工事)</p> <p>第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条第1項に規定する前金払の対象とする工事は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)附則第3条第1項に規定する前金払 当初の契約金額が200万円以上で、かつ、当初の工期が40日以上工事</p> <p>(2) 省令附則第3条第3項に規定する前金払 当初の契約金額が1,000万円以上で、かつ、当初の工期が150日以上工事</p> <p>2 前項の工事が、継続費又は債務負担行為により工期が2年度以上にわたる工事(以下「継続費等の工事」という。)であるときは、<u>同項第1号</u>の前金払にあつては契約当初において出来形予定額が200万円以上で、かつ、契約当初において工期が40日以上年度の年度に限り、当該年度の前金払の対象とし、<u>同項第2号</u>の前金払にあつては契約当初において出来形予定額が1,000万円以上で、かつ、契約当初において工期が150日以上年度の年度に限り、当該年度の前金払の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">(前払金の端数処理)</p> <p>第3条 _____</p> <p>_____ 省令附則第3条第1項又は第3項の規定により前払金の額を算出する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(前金払対象工事)</p> <p>第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条第1項に規定する前金払の対象とする工事は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)附則第3条第1項に規定する前金払 当初の契約金額が200万円以上で、かつ、当初の工期が40日以上工事</p> <p>(2) 省令附則第3条第3項に規定する前金払 当初の契約金額が1,000万円以上で、かつ、当初の工期が150日以上工事</p> <p>2 前項の工事が、継続費又は債務負担行為により工期が2年度以上にわたる工事(以下「継続費等の工事」という。)であるときは、<u>前項第1号</u>の前金払にあつては契約当初において出来形予定額が200万円以上で、かつ、契約当初において工期が40日以上年度の年度に限り、当該年度の前金払の対象とし、<u>前項第2号</u>の前金払にあつては契約当初において出来形予定額が1,000万円以上で、かつ、契約当初において工期が150日以上年度の年度に限り、当該年度の前金払の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">(前払金の限度額等)</p> <p>第3条 <u>省令附則第3条第1項及び第3項の規定により支払う前払金の総額は、9,000万円(継続費等の工事にあつては、1年度につき9,000万円)を限度とする。</u></p> <p>2 省令附則第3条第1項又は第3項の規定により前払金の額を算出する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>